

令和5年度 霧高いじめ防止基本方針

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針を踏まえ、本校におけるいじめの問題への基本的な方針について定めたものです。

1 基本理念

霧多布高校は小規模校でありながら、一人一人の生徒が自身の成長を追い求め、学習、部活動及び学校行事等に積極的に取り組んでいる活気ある学校です。この学習環境が卑劣な行為である「いじめ」によって壊されることがないよう、次の3つを基本理念として、いじめ根絶に向け生徒・教職員・保護者等を始めとする地域の方みんなで取り組みます。

- 1 本校生徒は、いかなる理由があっても、いじめをしない。
- 2 本校職員は、いじめの未然防止、早期発見及び解消に向け真摯に取り組む。
- 3 本校は、保護者等・地域と連携し、いじめのない環境作りを推進する。

2 いじめの定義

いじめとは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている全てのものを指します。例としては、次のようなものです。

からかい、集団による無視、遊ぶふりで叩かれたり・蹴られたりする、金品をたかられたり・隠されたりする、恥ずかしいことや危険なことをされたり・させられたりする、ケータイ等で悪口を言われたり・嫌なことをされる、使い走りをさせられるなど

3 本校教職員の責務と主な取組

(1) 責務

- ア 気落ちしている生徒の発見に積極的に努め、学年等への情報提供を確実に行う。
- イ いじめを思われる事案を見たり、聞いたりした場合は、速やかに教頭に報告する。
- ウ いじめの問題に適切に対応できる力を身に付け、いじめを生まない環境を醸成する。

(2) 委員会

いじめ根絶に向け組織として取り組むため「いじめ対策委員会」を置いています。

委員：教頭（委員長）、生徒指導部長、各学年主任、当該担任、養護教諭、関係教諭

(3) 本校の主な取組

未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
<p>ア 一人一人を大切にした授業の実践 イ 日常生活に目を向けた生徒会活動の推進 ウ いじめ対策委員会の定期開催（月1回） エ ストレスを軽減する教育相談の実施 オ 情報モラル教育の具体による指導 カ 自己肯定感を育む個別面談の充実 キ QUによる生徒・学級の状況把握（年2回） ク 生徒指導だよりの発行 ヶ 標語コンクール等への参加 コ 学校評価に基づく取組の改善</p>	<p>ア 定期的なネットパトロール イ いじめアンケートの実施（年2回） ウ 授業前後の生徒状況の情報共有 エ 保健室利用状況の分析 オ 放課後の教室等の巡回 カ 憤みを話せる個別面談での雰囲気づくり キ 一人で抱え込まない職員室づくり ク 生徒会日安箱の積極的な活用</p>

4 本校生徒のとるべき行動と主な取組

(1) とるべき行動

- ア しない 豊かな心を育むとともに、適切な思考力・判断力を身につける。
- イ させない 自他の生命を尊重するとともに、正義に基づく学校環境作りに取り組む。
- ウ やめさせる いじめを止めさせるため、勇気をもって教員に知らせる。

(2) 主な取組

- ア 朝の挨拶運動
- イ いじめ防止リレートークの充実
- ウ 浜中町子ども地区会議への参加
- エ 生徒会だより等での呼びかけ
- オ 目安箱の活用

5 いじめを認知した場合の対応

(1) いじめ対策委員会の開催

- ア 事実確認体制及び今後の対応検討、指示
- イ それぞれの生徒への対応検討、指示

(2) 各生徒への支援・対応

- ア いじめを受けた生徒への対応
 - 速やかに安全を確保するとともに、自尊感情を高める対応を行う。
 - 生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
 - いじめが解消してからも、折りに触れる必要な支援を行う。
- イ いじめを行った生徒への対応
 - 行為の悪質性を自覚させる。教育上必要がある場合には、懲戒を含む特別指導を行う。
 - 生徒が抱えるストレス等の問題を把握し、他の生徒との関係の修復を行う。
 - 保護者等の理解と納得を得、連携した指導を計画的に行う。
- ウ 傍観していた生徒への対応
 - 自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせる行動をとるよう指導する。
 - 自他の生命を尊重し、正義に基づく学校環境作りについて指導する。

(3) 保護者等への取組

- ア いじめを受けた生徒の保護者等への対応
 - 迅速に事実を伝え、本人の心情に配慮しながら学校の指導方針、対応について説明し、理解や納得を得た上で、連携して解消に取り組む。
 - イ いじめを行った生徒の保護者等への対応
 - 迅速に事実を伝え、いじめが重大な問題であることを共有し、生徒への効果的な指導を行えるよう助言・支援を行い、連携して望ましい人間関係を構築できるよう取り組む。
- （4）関係機関との連携
 - ア 浜中町教育委員会に報告するとともに、いじめ解消に向けた助言・支援を求める。
 - イ 必要に応じて、警察、医療機関等と連携し、いじめの解消を図る。

6 重大事態への対処

次の重大事態（いじめ防止対策推進法第28条に規定される事態）が発生した場合は、浜中町教育委員会に報告し、必要な調査及び報告を行います。

- （1）生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- （2）生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合